

秋田市子育て交流室ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 目的

本市とネーミングライツ・パートナーとが連携および協力することにより、安定的な自主財源を確保し、施設の良い運営および市民サービスの向上を図ることを目的として、秋田市子育て交流室（遊び場）のネーミングライツ・パートナーを公募します。

2 応募の条件

- (1) 自らネーミングライツ・パートナーとなることを希望する団体等が応募できます。
- (2) 政治団体、宗教団体、公序良俗に反する事業を行う団体のほか、申込み時点で市から指名停止の措置を受けている団体など、応募できない場合がありますので、「秋田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

3 対象施設と契約条件

施設名/所在地	子育て交流室（遊び場） 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5階
令和7年度利用者数	32,164人
年間希望価格（税込み）	275,000円以上
希望契約年数	3年以上

- (1) 契約開始日は令和9年4月1日以降とします。なお、初年度の納付額は年間契約額を月割して算出した額とします。
- (2) 契約期間満了日は、原則として契約最終年度の3月31日を目安とします。
- (3) 当該対象施設が契約最終年度の翌年以降も継続してネーミングライツを導入する場合において、当該翌年度から開始する当該施設に係る契約については、今回契約した団体等に優先交渉権があります。
- (4) 対象施設の詳細については、別添「施設の概要」をご覧ください。
- (5) その他、契約条件については、お気軽にご相談ください。

4 ネーミングライツ（命名権）の範囲

3の対象施設の愛称として、企業名または商品（ブランド）名を付けることができます。なお、契約期間内における愛称の変更は原則としてできません。また、施設の設置目的にそぐわないと認められる愛称や利用者の混乱を招くおそれがある愛称はお断りする場合があります。

5 パートナーのメリット

No.	メリット	内容	備考
①	施設への看板設置	対象施設に愛称を表示することができます。	設置場所、表示内容等については協議により決定します。
②	案内表示の変更		
③	広報紙、ホームページ、その他広報媒体による愛称の露出および普及	秋田市の広報やホームページ、印刷物等の広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載を変更します。	
④	その他	協議によることとします。	①～③以外については、協議の上決定します。

6 名称変更等に伴う費用負担

No.	区分	市	ネーミングライツ・パートナー
①	施設への看板設置		○
②	案内表示の変更		○
③	広報紙、ホームページ、その他広報媒体による愛称の露出および普及	○	
④	その他	協議により決定します。	

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に、別途負担していただきます。

※①②には、契約解除後の原状回復費用も含みます。

7 応募方法

(1) 公募期間

令和8年10月28日（水）から令和8年11月18日（水）まで

(2) 提出書類

ア 秋田市子育て交流室ネーミングライツ・パートナー応募申請書

イ 団体等の概要

ウ 直近3年間の決算報告書

エ 登記事項証明書（個人事業主は住民票）

オ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（所管税務署から『その3 未納税額のない証明用』の発行を受けてください（※その3の3でも可）。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税、法人市民税は、直近の事業年度のもの

※固定資産税、個人市民税は、申請日において納付期限が到来している分までの直近4期分の証明書

(3) 提出方法

提出は直接持参いただくか、郵送してください。持参される場合の受付は、土曜日、日曜日および祝日以外の午前9時から午後5時までとします。なお、郵送される場合は、公募期間の最終日となる、令和8年11月18日（水）の午後5時必着とさせていただきます。

8 選定方法

公募期間終了後、秋田市子ども未来部が設置する審査委員会において、契約希望金額、契約希望期間、愛称案、その他の要素を総合的に判断し、優先交渉権者を決定します。その後、契約条件等の協議を行い、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいと認められる場合、契約を締結します。

9 お申込み・お問い合わせ先

〒010-8506

秋田市東通仲町4番1号

秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課

電話 018-887-5340

Eメール ro-wfcr@city.akita.lg.jp^{エル}